

企画競争説明書

業務名称： インドネシア国低（脱）炭素化に向けた電力セクターに係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00580

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月1日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月1日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国低（脱）炭素化に向けた電力セクターに係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年11月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【中島 ひとみ / Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部資源・エネルギーグループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ 本件については、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年9月10日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年9月16日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年9月28日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポ

ーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 0.007590円
 - b) US\$1 = 109.6820円
 - c) EUR1 = 130.2310円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
 - a) 特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／電力開発計画
 - b) 系統計画／系統運用
 - c) 火力脱炭素化技術（CC(U)S／バイオマス／水素・アンモニア等）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 11.0 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決

定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年10月20日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて

いただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：電力開発計画の策定に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／電力開発計画

➤ 系統計画／系統運用

➤ 火力脱炭素化技術（CC(U)S／バイオマス／水素・アンモニア等）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電力開発計画）】

- a) 類似業務経験の分野：電力開発計画の策定に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 系統計画／系統運用】

- a) 類似業務経験の分野：電力システムシステムの調査、計画に係る各種業務（炭素中立を想定した系統システムの調査、計画に係る経験を有することが望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 火力脱炭素化技術（CC(U)S／バイオマス／水素・アンモニア等）】

- a) 類似業務経験の分野：火力発電所の低（脱）炭素化の計画／実施に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／電力開発計画</u>	(25.00)	(11.50)
ア) 類似業務の経験	10.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	4.00	1.50
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(11.50)
ア) 類似業務の経験	—	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ウ) 語学力	—	1.50
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	1.00
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(5.00)	(7.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力：系統計画・系統運用	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	4.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：火力脱炭素化技術（CC(U)S／バイオマス／水素・アンモニア等）	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年10月4日（月） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国低（脱）炭素化に向けた電力セクターに係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

インドネシアは2010年以降、約5～6%の国民総生産（GDP）成長率を維持しており、安定した経済成長を継続している。2020年には新型コロナウイルス感染症の流行に伴い経済成長率は2.1%となったものの、引き続き堅調な経済成長を継続している。かかる旺盛な経済成長を反映し、同国の年間総発電量（2018年：240TWh）は年平均で約6.4%増加し続け2028年には433TWhになる見込みである。また、インドネシアの電源構成は、2006年より実施されたファスト・トラック・プログラム及び2015年に掲げられた35GW電源開発計画において、国内資源が活用でき、かつ経済的な石炭火力発電所の建設を重視したこともあり、石炭火力発電への依存が高まっている。このため、今後の電力需要の増加に伴い、温室効果ガス（以下、「GHG」という）の排出量増大が懸念されている。

インドネシア政府は2009年のコペンハーゲン合意（COP15）に基づき2020年までに自然体のケース（Business as Usual。以下、「BAU」という）比でGHG26%の削減目標とし、分野別のロードマップ（ICCSR）を作成し自主的緩和行動計画をUNFCCCに提出した。また、気候変動問題を主流化するため、緩和策の行動計画として、2011年に「国家温室効果ガス削減行動計画」（RAN-GRK）を策定、2012年以降すべての州において「州温室効果ガス削減行動計画」（RAD-GRK）も策定した。2015年パリで行われたCOP21では開発途上国の立場から、インドネシアの森林が二酸化炭素を酸素に変える世界の「肺」であることを強調し、先進国からの更なる支援を求めると共に、2030年までの目標としてBAU比GHG29%削減（国際的な協力を受けた場合は41%）という新たな削減目標を示した。2021年7月にUNFCCCに提出した改訂版NDCにおいても、この削減目標値を維持しており、加えて、併せて提出された長期低排出発展戦略において、2060年までのGHG排出量のネットゼロを表明した。

同国が2014年に策定した国家エネルギー政策では、再生可能エネルギー等及び天然ガスへの転換を推進し、一次エネルギー供給量における再生可能エネルギーの比率を2013年の6%から2025年に23%以上、2050年に31%以上とすること等を目標として掲げている。一方、再生可能エネルギーの急激な大量導入は電力系統の不安定化を招きかねないため、低（脱）炭素化に向けては、電力料金及び電力供給の質に注意を払いながら、計画を策定・実施していくことが求められる。さらに、初期投資に必要な財源が限られている中、既存の発電設備の有効活用も必要となる。こうした背景を踏まえ、上述の通り2060年までのGHG排出量のネットゼロ

を達成するための具体的な道筋を描き、実行に移すことが喫緊の課題となっている。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では、インドネシアのGHG排出に大きなインパクトを持つ電力部門において低（脱）炭素化を推進するべく、優先的に取り組む課題、アプローチの特定、協力プログラムや事業計画を検討し、個別案件の具体化に向けた情報収集を行う。また、これらの作業を通して、電力セクターにおける今後の協力の方向性や事業計画案についてインドネシア政府関係者とJICAとの間の協議・合意形成を促進する。

第4条 調査実施の留意事項

本調査は2021年度に実施されている低（脱）炭素化推進プロジェクト研究及びJICA-PLNの協議で、同国の電力セクター低（脱）炭素化に向け先方から協力要望があったことを踏まえて実施するものであり、PLNの考える電力需給や燃料調達、電源開発等の前提条件を十分に聴取し、調査に反映させる。

また、インドネシアの電力セクターに対する中長期的な支援の方向性を検討するために必要な情報を包括的に収集し、実施する可能性のある支援策を整理の上、優先順位付けを行うとともに、インドネシア政府が整備すべき政策制度環境等の前提条件を明示する。

- 本調査の位置付け：本調査は、インドネシア政府が公表した2060年までの炭素中立を実現するために、省エネ、脱炭素電力の利用促進、石炭利用の大幅な削減、再エネの促進、CCUSの導入促進等電力セクターが取るべきアクションを提案するものである。政府の政策枠組みや目標との整合を確保する観点から、調査の過程でPLNを始めとするインドネシア関係省庁とのコミュニケーションを密に取ることが重要。また、本調査はJICAの支援方針を検討するための情報収集であり、先方政府からの正式要請に基づく調査ではない。従って、業務の実施に当たり、本コンサルタントによる主体的な調整（アポ取付等）、インドネシア関係機関に対する本調査への積極的に働きかけを行う。必要に応じてJICA本部及びインドネシア事務所が協力する。
- ロードマップの検討：ロードマップ策定に当たっては、NDC等での提案にも留意し複数シナリオを検討し、技術、経済・財務、気候変動等の観点から定性・定量的に比較検討を行う。ロードマップの実施促進を支援することを目的として、JICAによる協力案を協力プログラムとして提案する。協力プログラムは、技術協力、資金協力、民間連携等JICAスキームを最適に組合せる（パッケージ）ことを念頭に置きつつ、インドネシア政府やPLN、他ドナーや民間団体等との連携、日・インドネシアエネルギー政策対話やアセアンエネルギー移行イニシアティブ（AETI）との連携、整合性についても留意する。また、今後必要となる制度整備や二国間協力の要請手続き等を円滑に進めるため、インドネシア関係機関に対し、調査検討過程を通して上記手続きにあたって必要な対応をインプットする。併せて、本邦招聘等の機会を活用してインドネシア関係者が系統運用技術や再エネ系統連系に係る制度や実務的な技術・ノ

ウハウ等の理解を深められるよう留意する。上記について、具体的な実施方法・アイデアをプロポーザルにて提案する。

- 日系企業等海外展開の可能性：電力システムの炭素中立に向けた各種施策、設備投資、電力系統における調整力取引や需要側エネルギーマネジメント等新たなサービス等の検討に当たっては、再生可能エネルギー導入先進国の事例等を適宜参照し、インドネシアでのこれらの導入の実現可能性に留意して、上記サービスを創出・提供するための規制緩和や促進のための政策・制度・技術的な環境、マネタイズするための仕組み等を具体的に検討・提案する。その際、日系企業の投資可能性についても検討する。なお、インドネシアでは、NEDO等によりマイクログリッド、スマートグリッド、需要側エネルギー管理等の実証事業が多く実施されている。また、JICAの中小企業海外展開支援でも、これら技術の導入による低炭素化の実施可能性や実証等が行われている。本業務では、これら日系企業による取り組みの計画や成果についてもレビューし、自立発展的にビジネスとして成立していくための環境、仕組みづくりについて、官民双方にとって必要な措置を提案する。
- 遠隔での業務：コロナ禍により、本事業開始以降も、インドネシアと日本との間での人の往来が極度に制限される可能性は否定できない。従い、本業務においては、現地業務が一定程度の制約を受けつつ可能となる場合に加え、当面の間現地業務が不可能となる場合の両ケースを想定して事業計画を検討する。プロポーザルにおいて具体的な業務計画、人員配置、現地での支援体制等を検討、提案すること。
- 日系企業、JICA内関係部門とのディスカッション：調査の過程で、インドネシアにおける本分野（電力セクターにおける低（脱）炭素化）での将来的な投資促進を目的とする日系企業向けのセミナーを行う。また、JICA関係部による検討のために必要な情報を提供するとともに、各種勉強会やディスカッションに協力する。

第5条 調査の内容

本調査は第4条の留意事項に則り、以下を実施する。

- (1) インドネシア電力セクターの基礎情報の収集・分析
既存情報及び現地での調査により、以下の各分野についての情報を収集・分析の上、整理する。
 - ① インドネシアにおける気候変動対策及び電力セクター概況
 - ② インドネシアにおける電力事情及び今後の見通し
 - 1) 電力需給状況、電化率、電力損失、停電時間・頻度等
 - 2) PLNの組織・運営情報（財務状況、運営・維持管理体制等）
 - 3) 電源開発計画（建設中及び計画中の発電設備（含 運転開始予定年の特定）
 - 4) 送変電・配電設備の現状、開発計画と課題
- (2) インドネシアにおける低（脱）炭素化目標の整理
- (3) 低（脱）炭素化目標の達成に向けたシナリオ（電源構成、電力システム）の整理
- (4) 低（脱）炭素化目標の達成に向けたシナリオ比較、ロードマップ案の提示
- (5) 低（脱）炭素化目標の達成に向けたシナリオに係る電源構成案・電力システム

- ムを実現するうえでの系統制約要因、制度改革、体制の確認・提案
- (6) 低（脱）炭素化目標の達成に向けたシナリオに係る経済／財務インパクト評価、新規投資・制度改革の提案
 - (7) 今後の JICA のインドネシアの電力セクターへの協力方針の検討
 - (8) 本邦招へいの実施
インドネシアの電力セクターにおける低（脱）炭素化方策について本邦関係者と意見交換を行うためのインドネシア関係者（10名程度）の本邦招へいを実施する。招へい時は、日系企業による電力セクターの低（脱）炭素化に係る取り組みの視察・意見交換を実施できるように手配する。
 - (9) 現地日系企業向けセミナーの開催（1回）

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品はファイナル・レポートとし、成果品提出期限は2022年2月15日とする。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う業務遅延等、発注者・受注者双方の責に抛らず調査期間を延長する必要がある場合は、契約期間及び成果品提出期限について修正する契約変更を行う。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。また、以下において簡易製本としているものはいずれもホッチキス止め可であり、電子ファイル提出は CD-R1 枚によるものとする。なお、調査報告書については、いずれのレポートについても和文要約を1部（簡易製本）及び電子ファイルを提出することとする。

(1) 調査報告書

- ① インセプション・レポート（IC/R）
提出時期：2021年11月中旬頃
部数：英語5部（簡易製本）、インドネシア語3部（簡易製本）、電子ファイル
- ② インテリム・レポート（IT/R）
提出時期：2021年12月中旬頃
部数：英語5部（簡易製本）、インドネシア語3部（簡易製本）、電子ファイル
- ③ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）
提出時期：2022年1月中旬頃
部数：英語5部（簡易製本）、インドネシア語3部（簡易製本）、電子ファイル
※本調査における調査事項を全てまとめたもの。
- ④ ファイナル・レポート（F/R）
提出時期：2022年2月15日
部数：英語6部、インドネシア語6部、CD-R 6部

なお、ファイナル・レポートについては、JICA 図書館にて一般公開する版、一定期間経過後に公開する版、JICA の内部資料とする版の 3 パターン原稿を作成し、それぞれの印刷部数について、JICA と事前に相談、合意すること。

(2) その他の報告書類

① 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

② その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付か別添とする。

③ 議事録等

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

（JICA 本部、事務所におけるミーティングも同様とする。）

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメール添付し速やかに提出。

部 数：F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

(3) コンサルタント等業務従事月報

JICA が指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月 5 日までに発注者に提出する。

(4) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

以上

別紙：報告書目次案

最終報告書 目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案(記載内容の構成)は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA産業開発・公共政策部と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

I. 全体の要約

II. 本編

(1) 序論

調査の背景及び目的

(2) 電力セクターの現状

- 1) 制度・組織体制(関連機関・セクター構造、関連政策・法規則、電力料金、主要な需要家)
- 2) 電力関連設備の現状(発電、送変電、配電、再エネ関連)
- 3) 電力関連政策・計画のレビューと課題整理(電力需要・供給計画概要(長期・短期)、実施中/計画中開発プロジェクト概要、発電、送配電・変電(SCADA含む)、導入目標達成に必要な再エネ発電容量の試算、PLNの財務状況、エネルギーセクターに対する補助金の状況等)
- 4) 他ドナーによる支援概要

(3) 低(脱)炭素化目標の現状

(4) 電力セクターシナリオの提案

(2)(3)を踏まえ、目指すべきインドネシア国の電力セクターを複数シナリオとして整理し、優先的に目指すべきシナリオを提案

(5) 電力セクターロードマップ整理

(4)にて整理したシナリオをもとに、時系列、優先順位を勘案したロードマップの提案

(6) 優先協力枠組み

- 1) 協力プログラム(含 支援候補案件リスト(実施時期情報含む))
- 2) 技術協力事業計画

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年11月～2022年3月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 25.00 人月（現地：4.00人月、国内21.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／電力開発計画（2号）
- ② 系統計画・系統運用（3号）
- ③ 火力脱炭素化技術（CC(U)S／バイオマス／水素・アンモニア等）（3号）
- ④ 再生可能エネルギー
- ⑤ エネルギーマネジメントシステム（含む蓄電池／需要側管理等）
- ⑥ 電源計画・需要想定
- ⑦ 低・脱炭素エネルギー政策・規制制度
- ⑧ 経済財務分析／投資計画

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 想定なし

(4) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料

- なし

2) 公開資料

- なし

(5) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、受注者は独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる支援を必要する場合は、JICA本部及び在外事務所に随時連絡・協議すること。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置に基づき調査対象国への渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。JICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は各国・地域の治安状況の変更により随時改定されるので渡航に当たっては常に最新の安全対策措置

(<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手し、必要な手続き・対応を行うこと。

以上